平成25年度　事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	開発指導事務								継続
コード	24	－	64	－	01	－	00	予算事業名	開発指導事務
担当部署	都市計画部		開発指導課		開発指導担当			予算事業コード	会計 10 款 08 項 04 目 01

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）　位置付けなしの場合

法令による実施義務：義務

基本目標(章)	3章	人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅了あるまち	実施計画事業名	なし
方向性(節)	1節	都市の魅力の創出	個別計画等の名称	なし
施策	1	計画的なまちづくり		
細施策	2	総合的な土地利用	当事業に関連する事務事業	なし
事業実施の根拠となる法令・条例等	都市計画法			

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	市街化区域と市街化調整区域に区域区分した目的を担保し、無秩序な市街化を防止すること及び開発行為をしようとする者に対し、必要な公共施設の整備を義務づけること。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	都市計画法に基づく開発行為の許可、承認又は証明書の交付を行う。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		3,757	2,139	2,920	4,840	1,731	
（25年度予算額大幅増／減の理由）		宅地耐震化推進事業の減少分による					
事業費	A	3,007	1,746	2,571	4,374	1,731	17,010
人件費	B	73,370	73,370	80,707	66,033	58,696	58,696
総コスト（C＝A＋B）		76,377	75,116	83,278	70,407	60,427	75,706
正規職員（1年間の従事人数）		10.00人	10.00人	11.00人	9.00人	8.00人	8.00人
臨時職員（1年間の従事人数）		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金	D	0	0	0	840	0	4,700
その他特定財源	E	27,294	35,305	55,424	17,597	15,000	18,000
市の財政負担（＝C－D－E）		49,083	39,811	27,854	51,970	45,427	53,006

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

	評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
成果	都市計画法第29条の許可	件	354	395	629	271	271	年度
	指標の定義・説明		変更許可を含む開発許可件数					
成果	都市計画法第43条の許可	件	30	26	29	27	27	年度
	指標の定義・説明		市街化調整区域内の建築等の許可件数					
成果	適合証明の交付、他	件	1,336	1,597	1,958	1,732	1,732	年度
	指標の定義・説明		都市計画法第37条、第42条、第45条、第47条、省令60条の証明					
								年度
	指標の定義・説明							
指標に基づく評価	市街化調整区域内の開発許可基準を緩和する条例を平成23年9月で廃止したことから、廃止前は開発許可申請が一時的に増加した。この条例の廃止により、市街化調整区域内の開発行為は抑制する方策へ戻ったが、引き続き地域の実情に応じた対応が図れるよう、適正な制度運用に努めていくこととする。							

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況　有効性に課題

良好な都市環境の整備や、地域の特性に合った市街化調整区域の土地利用を図るため、条例や運用基準について継続的な検討が必要である。

(2) 比較参考値（他市での類似事業の例など）

都道府県、指定都市、中核市、特例市は、都市計画法に基づき開発許可を行っている。また、埼玉県からの事務委任により開発許可事務を行っている市町もある。

(3) 事業を廃止・縮小したときの影響

法令による実施義務があり、廃止・縮小はできない。

平成25年度事務事業評価　方向性提示シート

所管部署			都市計画部				開発指導課	開発指導担当
事務事業名称			24	64	01	00	開発指導事務	
今後3年間の方向性	25年度	継　続	開発許可事務の適正な執行により、良好な都市環境の整備や、地域の特性に合った市街化調整区域の土地利用を図るため、引き続き社会情勢や経済情勢、土地利用実態の変化等に対応するよう、都市計画法の動向を考慮しながら条例や運用基準について検討していく。					
	26年度	継　続	開発許可事務の適正な執行により、良好な都市環境の整備や、地域の特性に合った市街化調整区域の土地利用を図るため、引き続き社会情勢や経済情勢、土地利用実態の変化等に対応するよう、都市計画法の動向を考慮しながら条例や運用基準について検討していく。					
	27年度	継　続	開発許可事務の適正な執行により、良好な都市環境の整備や、地域の特性に合った市街化調整区域の土地利用を図るため、引き続き社会情勢や経済情勢、土地利用実態の変化等に対応するよう、都市計画法の動向を考慮しながら条例や運用基準について検討していく。					